

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年5月16日

【会社名】 株式会社U B I C

【英訳名】 UBIC, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 守本 正宏

【本店の所在の場所】 東京都港区港南二丁目12番23号

【電話番号】 (03) 5463 - 6344 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理本部長 石井 静太郎

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南二丁目12番23号

【電話番号】 (03) 5463 - 6344 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理本部長 石井 静太郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成25年4月1日（月）開催の取締役会において、米国NASDAQ（以下「NASDAQ」という。）における当社普通株式を原株とする預託証券（以下「本件ADR」という。）の上場に関連して、本件ADRを米国その他の海外市場において募集（以下「本件ADR募集」という。）することを決議しました。

また、同月25日（木）開催の取締役会において、本件ADR募集においてオーバーアロットメントの対象となる部分を除いた本件ADRが表章する当社普通株式（以下「本件原株式」という。）を本邦外の者であるMaxim Group LLC及びThe Benchmark Company, LLC（以下、2社をまとめて「主幹事引受証券会社」という。）に対して第三者割当の方法で発行及び募集すること（以下「本件原株式募集」という。）を決議し、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき臨時報告書を同日付で提出しています。

当社は、平成25年5月16日（木）、本件ADRのNASDAQ上場が決定したことに伴い、本件原株式募集の募集条件等を決定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、同法第24条の5第5項が準用する同法第7条第1項の規定に基づき、当該臨時報告書について、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

なお、当社は、本件ADR募集の募集条件の決定、並びに本件ADR募集においてオーバーアロットメントの対象となる部分に係る本件ADRが表章する当社普通株式（以下「本件オーバーアロットメント対象株式」という。）の数を上限とする当社普通株式の発行及び募集（以下「本件オーバーアロットメント対象株式募集」という。）の募集条件等の決定及び変更に伴い、臨時報告書の訂正報告書をそれぞれ本日付で提出する予定です。

（注）本書においては、別段の記載がある場合を除き、米ドルは米国で用いられている通貨を指します。また、米ドル金額と日本円との換算は、株式会社三菱東京UFJ銀行により公表された平成25年5月15日現在の電信売り相場（TTS）換算率1米ドル=103.14円によってなされています。ただし、これは、便宜上なされているものであり、将来の換算率を表すものではありません。

2 【訂正内容】

訂正箇所は下線で示しております。

（2）発行数

（訂正前）

500,000株を上限とする。

—
（注1）本件ADR募集の需要状況等により、本件オーバーアロットメント対象株式を原株とする本件ADRのオーバーアロットメントが実施され、これに伴い本件オーバーアロットメント対象株式募集が実施される場合があります。本件原株式と本件オーバーアロットメント対象株式の発行比率は、本件オーバーアロットメント対象株式が上限まで発行された場合、100対15になります。したがって、上記発行数（上限）に加えて、本件オーバーアロットメント対象株式が75,000株（上限）まで発行される場合があります。

—
（注2）当社は、本件ADR募集においては、本件原株式に係る本件ADRの募集において本件ADRの募集価格総額18,000,000米ドル、本件オーバーアロットメント対象株式に係る本件ADRのオーバーアロット

メント(以下「本件オーバーアロットメント」という。)による本件ADRの募集において本件ADRの募集価格総額2,700,000米ドルまでの資金調達を予定しています(合計20,700,000米ドル)。ただし、本件ADRに対する需要状況等の事情により、減額されることがあります。

-
(注3)本件ADR募集については、具体的な本件ADRの募集数をあらかじめ定めるのではなく、上記注2記載の調達金額(米ドル)を実際に調達できるように本件ADR、本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式の具体的な募集数が後日決定されます。具体的には、発行価格決定日(本件ADRの発行価格が決定される日をいう、以下同じ。)に決定される本件ADRの募集価格に基づき、本件ADR、本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式の募集数が決定されることとなります。

-
(注4)実際の本件ADRの募集数及び株式の募集数の目安について

本件ADRの募集価格算出の基礎となる当社普通株式の株価を、平成25年4月24日現在の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値4,755円

日本円金額の米ドルへの換算を、株式会社三菱東京UFJ銀行により参考値として公表された平成25年4月24日現在の対顧客電信直物売買相場から算出した仲値1米ドル=99.63円

本件ADRの募集価格におけるディスカウント率を10%

とそれぞれ仮定した場合、1本件ADRが当社普通株式0.2株を表章することから、本件ADRの募集価格は、

$4,775円 \div 99.63 \times (1 - 0.10) \times 0.2 = 8.63米ドル$ (小数点以下3桁を四捨五入)

と算定されます。

本件ADRの募集価格を8.63米ドルと仮定した場合、本件オーバーアロットメント対象外の本件ADR募集数は

$18,000,000米ドル \div 7.84米ドル = 2,085,747ADR$ (小数点以下切捨て)

と算出されます(目安)。本件原株式の募集数は

$2,085,747 \times 0.2 = 417,149株$ (小数点以下切捨て)

と算出されます(目安)。

本件オーバーアロットメント対象の本件ADR募集数が本件オーバーアロットメント対象外の本件ADR募集数に0.15を乗じた数をその上限とするため、本件オーバーアロットメント対象の本件ADR募集数は最大、

$2,085,747ADR \times 0.15 = 312,862ADR$ (小数点以下切捨て)

と算出され(目安)、本件オーバーアロットメント対象株式の募集数は最大、

$312,862 \times 0.2 = 62,572株$ (小数点以下切り捨て)

と算出されます(目安)。

以上より、本件原株式と本件オーバーアロットメント対象株式の実際の募集数は、

$417,149株 + 62,572株 = 479,721株$ (目安)

と算出できます(目安)。ただし、実際の本件ADR、本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式の募集数は、これらの数値と異なる可能性があります。

-
(訂正後)

220,000株

(3) 発行価格

(訂正前)

未定

-
(注) 本件原株式の発行価格は、本件原株式の発行価額と同一になります。本件原株式の発行価格は、米ドル建てで決定される本件A D Rの発行価額に5を乗じた金額となります。

-
本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式の発行価額は、米ドル建てで決定される本件A D Rの発行価額に5を乗じた金額となります。本件A D Rの発行価額は、主幹事引受証券会社が本件A D Rを買い取る際の価額であり、本件A D Rの発行価格(募集価格)から主幹事引受証券会社へのスプレッド分(引受手数料)を減じた金額となります。

-
本件A D Rの発行価格は、米国市場において、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式と同様のブックビルディング方式によるものとし、発行価格決定日の前日の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の普通取引の終値(発行価格決定日の前日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)に5分の1を乗じた金額を米ドルに換算した価格を仮条件として、需要状況及びその他の市場動向等を勘案したうえで、発行価格決定日に米ドル建てで決定されます。

(訂正後)

1株につき38.967米ドル(4,019円)

(4) 発行価額

(訂正前)

未定(本件原株式の発行価格と同一になります。)

(訂正後)

1株につき、38.967米ドル(4,019円)

(5) 資本組入額

(訂正前)

未定

-
(注) 資本組入額は、下記(7)記載の各資本組入額の総額を本件原株式の実際の発行数で除した金額とします。

(訂正後)

1株につき、19.4835米ドル(2,010円)

(6) 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

8,572,740米ドル(884,192,404円)

-

(7) 資本組入額の総額

(訂正前)

(注) 本件原株式の発行には、資本組入額があります。この場合の各資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

-

(訂正後)

4,286,370米ドル(442,096,202円)

-

(注) 実際の資本組入額の総額は、出資の履行があった日の為替相場に基づいて円換算された金額となります。

(10) 手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

(訂正前)

調達する資金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
<u>20,700,000米ドル (約1,996,000,000円)</u>	<u>3,715,844米ドル (約159,680,000円)</u>	<u>16,984,156米ドル (約1,836,320,000円)</u>

(注1) 払込金額の総額は、オーバーアロットメントが上限まで行使された場合の本件ADR募集の募集価格合計額です。

(注2) 発行諸費用には、主幹事引受証券会社への支払費用が含まれます。

(注3) 当社は、発行諸費用の概算額のうち、約2,500,000米ドルについては既に支払っています。

調達する資金の用途及び支出予定時期

平成26年3月期に予定しているテクノロジーセンター設置、次世代Lit i View開発その他のテクノロジー投資、及びデータセンター拡充その他の投資目的に使う予定です。

(訂正後)

調達する資金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
<u>9,858,651米ドル</u> (1,016,821,264円)	<u>3,863,831米ドル</u> (398,515,529円)	<u>5,994,820米ドル</u> (618,305,735円)

(注1) 払込金額の総額は、オーバーアロットメントが上限まで行使された場合の本件原株式募集及び本件オーバーアロットメント対象株式募集の発行価額合計額です。

(注2) 発行諸費用には、主幹事引受証券会社への支払費用が含まれます。

(注3) 当社は、発行諸費用の概算額のうち、約3,000,000米ドルについては既に支払っています。

調達する資金の使途及び支出予定時期

平成26年3月期に予定しているテクノロジーセンター設置、次世代Lit i View開発その他のテクノロジー投資、及びデータセンター拡充その他の投資目的に使う予定です。

(11) 新規発行年月日(払込期日)

(訂正前)

平成25年5月10日から同年7月9日までのいずれかの日、ただし、後日取締役会において決定します。

-

(訂正後)

平成25年5月21日

-

(19) 第三者割当の場合の特記事項

(訂正前)

1 割当予定先の状況

a 割当予定先の概要

(中略)

b 提出者と割当予定先との関係

Maxim Group LLC

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	当社が保有している割当予定先の株式はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	割当予定先が保有している当社の株式はありません。
人事関係		当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。
資金関係		当社と割当先との間には、記載すべき資金関係はありません。

<p>技術又は取引等関係</p>	<p>本件 A D R の N A S D A Q への上場準備に関し、割当予定先は、平成24年1月4日作成のEngagement Letterに基づき、当社のデューデリジェンス、競合や産業の分析、他の証券会社などを組織して見込みのある投資家のリサーチと紹介、投資家へのロードショー設定、資料作成や株価設定のためコンサルティング等のサービスを当社に提供しております。また、本件 A D R 募集に関しまして、<u>Underwriting Agreement (以下「本件引受契約」という。)</u>を締結する予定です。</p> <p>本件引受契約においては、募集された本件 A D R のすべてが投資家により取得されなかった場合、その残余部分を主幹引受証券会社が取得する旨の定めを設けることを予定しています。</p> <p>本件引受契約においては、当社が割当予定先に対して、当社普通株式を新株予約権の目的とする新株予約権の付与(以下「本件新株予約権発行」という。)を行う旨の定めを設けることを予定しています。ただし、本書提出の段階では、本件新株予約権の行使価額をはじめ、募集事項が定まっていないため、当社は、本件新株予約権の第三者割当についての取締役会決議を行っておりません。</p>
------------------	---

The Benchmark Company, LLC

<p>出資関係</p>	<p>当社が保有している割当予定先の株式の数</p>	<p>当社が保有している割当予定先の株式はありません。</p>
	<p>割当予定先が保有している当社の株式の数</p>	<p>割当予定先が保有している当社の株式はありません。</p>
<p>人事関係</p>	<p>当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。</p>	
<p>資金関係</p>	<p>当社と割当先との間には、記載すべき資金関係はありません。</p>	
<p>技術又は取引等関係</p>	<p>上記(19)-1-b に記載のとおりです。</p>	

c 割当予定先の選定理由

(中略)

d 割り当てようとする株式の数

発行予定株式数(上限)である当社普通株式575,000株(本件オーバーアロットメント対象株式分を含む)のうち、割当予定先が申込みをした数が割当予定先に割り当てられます。

e 株券等の保有方針

(中略)

5 第三者割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
守本 正宏	東京都港区	692,040	21.67	692,040	18.84

Maxim Group LLC及びThe Benchmark Company, LLC (保有割合は未定)	405 Lexington Avenue, New York, NY 10174, United States 及び 40 Fulton Street, 19th Floor, New York, NY 10038, United States	0	0	<u>479,721</u>	<u>13.06</u>
株式会社フォーカスシステムズ	東京都品川区東五反田2丁目7-8	298,472	9.35	298,472	<u>8.13</u>
池上 成朝	東京都港区	272,240	8.53	272,240	<u>7.41</u>
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	268,100	8.40	268,100	<u>7.30</u>
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	126,490	3.96	126,490	<u>3.44</u>
林 純一	東京都墨田区	66,000	2.07	66,000	<u>1.80</u>
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー 505041 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	東京都中央区日本橋3丁目11-1	50,000	1.57	50,000	<u>1.36</u>
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニパス アカウント (常任代理人 みずほコーポレート銀行決済営業部)	東京都中央区月島4丁目16-13	45,000	1.41	45,000	<u>1.23</u>
神林 忠弘	新潟県新潟市	42,800	1.34	42,800	<u>1.17</u>
計	-	1,861,142	58.29	2,340,863	<u>63.74</u>

(注1) 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年1月4日現在の株主名簿を基準として記載をしております。よって、必ずしも本書提出日の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合を反映しているものではありません。

(注2) 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式の発行数が上記(2)(注4)記載のとおり479,721株(議決権数47,972個)であると仮定して計算しました。

(注3) 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下3桁を四捨五入し小数点以下2桁までの割合を記入しました。

(後略)

(訂正後)

1 割当予定先の状況

a 割当予定先の概要

(中略)

b 提出者と割当予定先との関係

Maxim Group LLC

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	当社が保有している割当予定先の株式はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	当該会社は、当社取締役会が平成25年4月25日に決議した当社普通株式募集の割当先です。もっとも、当該会社への当該割当は、本件ADRを発行するために必要な手続にすぎず、これにより当該会社が実質的に当社の株主としての権利を有することにはなりません。
人事関係		当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。
資金関係		当社と割当先との間には、記載すべき資金関係はありません。
技術又は取引等関係		<p>本件ADRのNASDAQへの上場準備に関し、割当予定先は、平成24年1月4日作成のEngagement Letterに基づき、当社のデューデリジェンス、競合や産業の分析、他の証券会社などを組織して見込みのある投資家のリサーチと紹介、投資家へのロードショー設定、資料作成や株価設定のためコンサルティング等のサービスを当社に提供しております。また、本件ADR募集に関しまして、平成25年5月15日付にてUnderwriting Agreement（以下「本件引受契約」という。）を締結しました。</p> <p>本件引受契約においては、募集された本件ADRのすべてが投資家により取得されなかった場合、その残余部分を主幹引受証券会社が取得する旨の定めを設けております。</p> <p>当社は、平成25年5月16日、本件引受契約に関連し、当社が割当予定先に対して、第三者割当の方法にて、当社普通株式を新株予約権の目的とする新株予約権（以下「本件新株予約権」という。）の付与をすることを取締役会にて決議しました。本件新株予約権の募集事項の概要は以下のとおりです。</p>

本件新株予約権

(1) 割当日	平成25年5月31日
(2) 新株予約権の総数	44,000個
(3) 発行価額	440米ドル（新株予約権1個あたり0.01米ドル）
(4) 当該発行による潜在株式数	8,800株
(5) 資金調達額	249,712米ドル（25,755,295円）（差引手取概算額）
(6) 行使価額	50.28米ドル（5186円）
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	Maxim Group LLC（33,000個） The Benchmark Company, LLC（11,000個）
(8) その他	行使期間 本件新株予約権の行使期間は、平成26年5月16日から平成30年5月17日とします。

The Benchmark Company, LLC

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	当社が保有している割当予定先の株式はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	割当予定先が保有している当社の株式はありません。
人事関係		当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。
資金関係		当社と割当先との間には、記載すべき資金関係はありません。
技術又は取引等関係		上記(19)-1-b に記載のとおりです。

c 割当予定先の選定理由

(中略)

d 割り当てようとする株式の数

発行予定株式数(上限)である当社普通株式253,000株(本件オーバーアロットメント対象株式分を含む)のうち、Maxim Group LLCに対して253,000株が割り当てられます。

e 株券等の保有方針

(中略)

5 第三者割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
守本 正宏	東京都港区	692,040	21.67	692,040	<u>20.08</u>
株式会社フォーカスシステムズ	東京都品川区東五反田2丁目7-8	298,472	9.35	298,472	<u>8.66</u>
池上 成朝	東京都港区	272,240	8.53	272,240	<u>7.90</u>
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	268,100	8.40	268,100	<u>7.78</u>
Maxim Group LLC	405 Lexington Avenue, New York, NY 10174, United States	0	0	<u>253,000</u>	<u>7.34</u>
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	126,490	3.96	126,490	<u>3.67</u>
林 純一	東京都墨田区	66,000	2.07	66,000	<u>1.92</u>
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー 505041 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	東京都中央区日本橋3丁目11-1	50,000	1.57	50,000	<u>1.45</u>
ザ チェース マンハッタンバンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント (常任代理人 みずほコーポレート銀行決済営業部)	東京都中央区月島4丁目16-13	45,000	1.41	45,000	<u>1.31</u>
神林 忠弘	新潟県新潟市	42,800	1.34	42,800	<u>1.24</u>
計	-	1,861,142	58.29	<u>2,114,142</u>	<u>61.35</u>

(注1) 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年1月4日現在の株主名簿を基準として記載をしております。よって、必ずしも本書提出日の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合を反映しているものではありません。

(注2) 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式の発行数が253,000株 (議決権数25,300個)であると仮定して計算しました。

(注3) 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決件数の割合は、小数点以下3桁を四捨五入し小数点以下2桁までの割合を記入しました。

(後略)